

返戻金制度について

返戻金制度
採用決定者が就業開始後（入社日を起算日とします）、自己都合による退職もしくは、採用決定者の責による解雇（退職日もしくは解雇日を起算日とします）となった場合（以下「退職等」という）、当社は申込者の求めにより、手数料の一部を下記のとおり返還するものとします。ただし、退社等が申込者の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。
① 1ヶ月以内・・・・・・・・・・手数料（消費税及び地方税を含む）の80%
② 1ヶ月を超え3ヶ月以内・・手数料（消費税及び地方税を含む）の50%
③ 3ヶ月を超え6ヶ月以内・・手数料（消費税及び地方税を含む）の10%

許可番号：30-ユ-300005

事業所の名称：紀陽パートナーズ株式会社